

請願第 6 号

香芝市議会議員は市民に対する説明責任を負うことを確認する請願書

令和 4 年 1 2 月 5 日

請 願 者

[Redacted Name]  
[Redacted Address]

紹 介 議 員

|     |     |
|-----|-----|
| 筒 井 | 寛   |
| 中 川 | 廣 美 |
| 中 村 | 良 路 |
| 中 井 | 政 友 |
| 青 木 | 恒 子 |

## 香芝市議会議員は市民に対する説明責任を負うことを確認する請願書

### 1. 請願の要旨

香芝市議会議員は、香芝市議会基本条例に基づき、市民に対しての説明責任を負うことを強く認識すべきです。市民が提出した請願に対し、異議を唱えるのならば、その異議の内容を発言によって明らかにすべきです。香芝市議会は、市民にわかりやすい審議を行うことを求めます。

### 2. 請願の理由

令和4年6月14日の香芝市議会総務建設委員会において、市民から提出された請願第2号に対し、眞鍋議員から「異議あり」の発言で討論となりましたが、賛成討論意見は有りましたが、異議を唱える反対討論意見は全く発言されることなく、その後、委員会採決にて請願第2号は不採択となりました。

香芝市議会基本条例には「第4条 第3項 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。」「第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、市民に対して説明に努めなければならない。」と記されており、議員の責任として、丁寧な議論と説明が求められるにも関わらず、市民提出の請願書へ異議を唱えておきながらの無発言は、香芝市議会への市民の不信感を募らせるものです。

今後、市民が議会に不信感を持つことがないように、市議会議員は市民に対する説明責任を負うことを強く認識することを求めます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。